

「防災集団移転促進事業移転元地の活用方針（叩き台）」 2016/11/17 企画課
都市計画課
小高区地域振興課

防災集団移転促進事業移転元地等の活用方針 （叩き台）

平成 28 年 10 月

南相馬市 復興推進チーム

■ 方針策定の目的

沿岸部に点在する市有地を、市民や民間事業者による事業を含め、復興をより加速させるための取り組みに、柔軟かつ迅速に活用できるよう、本方針を定める。

■ 本方針の対象

防災集団移転促進事業において、市が買収済みであり、かつ具体的な跡地利用が定まっていない土地、及び当該土地を含む周辺地域

■ 制度上の前提

- ・ 対象の土地は災害危険区域となり、居住を目的とした建築は不可
- ・ 宅地に隣接する農地も含まれており、当該土地を非農用地として活用する場合は、農地転用等の法手続きが必要
- ・ 跡地は沿岸部に点在しており、直ちに一団での利用が可能な土地は限られる
- ・ 跡地を復興事業区域の民有地と交換する際、登録免許税が免除されるなど、一部土地の集約を推進する仕組みが用意されている
- ・ 防災集団移転促進事業により市有地となった経緯から、復興に資する土地利用とすることが望ましい

方針の柱

- 1．地域の復興・再生に資すること
- 2．民間活力の活用を積極的に推進すること
- 3．地域の声や歴史を踏まえること

■ 地域の復興・再生に資すること

- ・津波による被害を大きく受けた地域に存する公有地であり、当該地域、ひいては南相馬市の復興・再生に資する事業への活用を検討する
- ・南相馬市復興総合計画等、復興に関わる計画に合致することが望ましい

■ 民間活力の活用を積極的に推進すること

- ・従前の土地利用とは異なる活用を含め、民間による自由な発想、新たな取り組みが行えるよう、積極的に支援する

■ 地域の声や歴史を踏まえること

- ・対象地を含む地域の歴史や、当該地域で暮らす住民の意向を踏まえた取り組みに活用する
- ・特に、地域住民が自ら参画する取り組みについては、その実現に向け積極的に支援する

小区画の土地の取り扱い

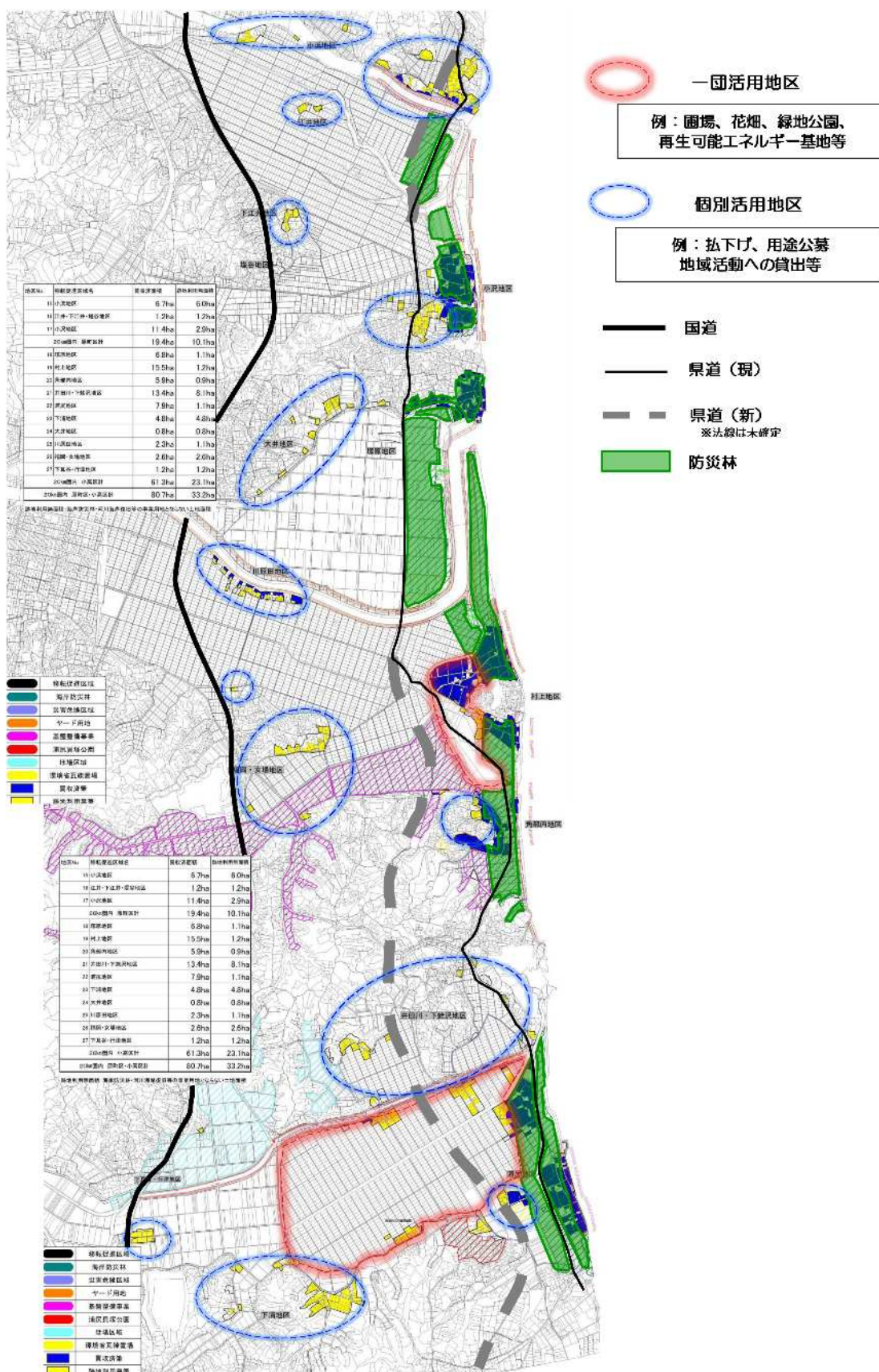
■ 概要

対象となる土地の中には、小区画（およそ 1,000 m²未満）であり、直ちに事業による活用が困難と思われる土地が散見される。

■ 方針

当該土地については、一団の土地としての活用及びその検討が困難であるため、隣接地権者その他地域で活動する団体等から、売却、貸付、または供用等の相談を積極的に受け付ける。

活用方針概念図



別紙1 「検討体制」

